

○農林水産省告示第五百三十八号

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）の施行に伴い、農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第九十九条第二項（同法第一百条第四項及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和三十九年一月二十五日農林省告示第七十二号（農業災害補償法第八十五条第二項の農林水産大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十九条第二項（法第百条第四項及び第百八条において準用する場合を含む。）の基準は、水稲にあつては二十アール、陸稲及び麦にあつては十アールに、当該共済目的の種類たる農作物につき耕作の業務を営む者であつて当該組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。）の区域（法第一百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては共済事業の実施区域、法第十条第一項に規定する全国連合会で法第百条第一項の規定により共済事業を行うものにあつては同項に規定する特定区域）内に住所を有するもの数及び構成員の全てが当該区域内に住所を有する農業共済資格団体の数を合計して得た数を乗じて得た面積とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>農業災害補償法（以下「法」という。）第八十五条第二項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の基準は、法第十六条第一項ただし書の基準として都道府県知事が定める面積に、当該共済目的の種類について当該農業共済組合又は法第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者の数を乗じて得た面積とする。</p>

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。